

地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（案）と指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例（案）の考え方について

1 意見募集の実施

本市では、地域包括支援センター及び指定介護予防支援事業についての基準を定める、「村上市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（案）」と「村上市指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例（案）」の制定作業を行っております。

このたび、とりまとめた条例の考え方について、市民の皆さまからご意見を募集し、寄せられたご意見を考慮しながら条例制定を進めてまいります。

2 条例を制定する背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第3次地方分権一括法）の施行に伴い、介護保険法が改正され、これまで厚生労働省令で定められていた地域包括支援センターに関する基準及び指定介護予防支援の事業に係る基準等について、市町村が地域の実情に応じて条例で定めることとなりました。

これを受け、本市においても平成27年4月1日からの条例制定に向けて準備を進めているところです。

3 条例制定の考え方

これまで法や省令で定められていた基準は、条例で定めるにあたって、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に分類されました。それぞれの基準の考え方は次のとおりです。

基準の類型	法的効果	内容
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
参酌すべき基準	十分参酌しなければならない基準	法令の基準を十分参酌した結果としてであれば、地域実情に応じて異なる内容を定めることは許容

本市では、基本的に条例の基準のとおり条例に盛り込むものとし、「参酌すべき基準」のうち、一部の基準については、本市独自の基準を条例に盛り込みます。

4 各基準について

- ・地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（案）

項目	基準区分	市の条例案
趣旨	参酌	現行の国が定める基準と同内容とする。
職員に係る基準及び該当職員の員数に関する基準	従う	現行の国が定める基準と同内容とする。

職員に係る基準及び該当職員の員数以外の事項	参酌	現行の国が定める基準と同内容とする。
-----------------------	----	--------------------

・指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例（案）

項目	基準区分	市の条例案
第1章 ・趣旨 ・基本方針	参酌	現行の国が定める基準と同内容とする。
・指定介護予防事業の指定に係る基準	従う	現行の国が定める基準と同内容とする。
第2章 ・従業員の員数 ・管理者	従う	現行の国が定める基準と同内容とする。
第3章 ・内容及び手続の説明及び同意 ・提供拒否の禁止	従う	現行の国が定める基準と同内容とする。
・サービス提供困難時の対応 ・受給資格等の確認 ・要支援認定の申請に係る援助 ・身分を証する書類の携行 ・利用料の受領 ・保険給付のための証明書の交付 ・指定介護予防支援の業務の委託 ・法定代理受領サービスに係る報告 ・利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付 ・利用者に関する市への通知 ・管理者の責務 ・運営規程 ・勤務体制の確保 ・設備及び備品等 ・掲示	参酌	現行の国が定める基準と同内容とする。
・秘密保持	従う	現行の国が定める基準と同内容とする。
・広告 ・介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等 ・苦情処理	参酌	現行の国が定める基準と同内容とする。

・事故発生時の対応	従う	現行の国が定める基準と同内容とする。
・会計の区分	参酌	現行の国が定める基準と同内容とする。
・記録の整備	参酌	※独自基準あり 記録の保存期間を2年間から5年間へ延長する。
第4章 ・指定介護予防支援の基本取扱方針 ・指定介護予防支援の具体的取扱方針 ・介護予防支援の提供に当たっての留意点	参酌	現行の国が定める基準と同内容とする。
第5章 基準該当介護予防支援に関する基準	—	準用規定のため、各項目に準ずる。

5 市独自で定めたい基準

指定介護予防支援事業に関する基準等を定める条例（案）について

- ・文書の保存期間の見直し

厚生労働省令での規定	条例案での規定
指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>2年間</u> 保存しなければならない。	指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>5年間</u> 保存しなければならない。

<市の考え方>

介護報酬の訂正は、地方自治法により5年間で時効となりますが、省令では記録の保存期間を2年間としています。介護報酬の訂正の必要が生じた場合、検証すべきサービスの提供の記録が存在しない恐れがあることから、保存期間を5年間と規定するものです。